

## 添付資料 8 技術評価項目の履行に関する特記事項

### 第 1 項. 基本的事項

技術評価項目において提案された性能・機能等については、建設工事要求水準書の表 1-5 性能要件及び運營業務委託契約書の別紙 4 に規定する技術評価項目に係る性能要件として定義し、履行状況及び達成状況についての検査を行うものとする。技術評価項目に係る性能要件は、本件工事の設計施工方法の他、本件工事の工事目的物であるところの本件施設が有すべき機能・性能及び本件業務の成果であるところの業務履行内容と業務水準等によるものであり、当該性能要件は設計施工事業者若しくは運営管理事業者のいずれか又は双方の協同によって履行が担保されなければならない。

以上を踏まえ、設計施工事業者及び運営管理事業者は次の各号に従い、技術評価項目に係る性能要件を誠実に履行しなければならない。

- (1) 表 1 は、技術評価項目に係る性能要件に関する履行状況、達成状況の確認・検査を行う時期の一覧表である。ただし、技術提案内容によっては、表 1 に基づく履行状況の確認時期では適切な検査が困難であると考えられる場合は、本市、設計施工事業者、運営管理事業者の協議により確認時期を変更することがある。
- (2) 設計施工事業者は、当該性能要件のうち、本件工事における設計の施行方法、工事の施工方法及び本件工事の成果であるところの本件施設が有すべき機能・性能について確実に履行又は達成しなければならないが、本市に対してその履行状況及び達成状況を自ら証明又は説明しなければならない。
- (3) 運営管理事業者は、当該性能要件のうち、本件業務の成果であるところの業務履行内容と業務水準について確実に履行又は達成しなければならないが、本市に対してその履行状況及び達成状況を自ら証明又は説明しなければならない。
- (4) 設計施工事業者と運営管理事業者は、当該性能要件の履行又は達成が本件工事と本件業務の成果が不可分一体の関係にあることを十分に認識した上で、当該性能要件の履行又は達成にあたり双方が密に協力するものとし、本市に対して双方が協同して履行責任を果たさなければならない。
- (5) 当該性能要件が履行又は達成されていない場合で設計施工事業者若しくは運営管理事業者又はその双方に責任がある場合は、当事者の責任と費用負担において、必要な本件施設の補修、改良、追加工事、業務の改善等を行い、当該性能要件を達成しなければならない。
- (6) 設計施工事業者と運営管理事業者は、第 4 号から前号までの定めを履行するための双方の役割と責任を定めた協定書を自ら作成、締結するものとし、本市が求める場合は本市へ当該協定書の写しを提出しなければならない。

表1 技術評価項目と技術評価項目に係る性能要件の履行状況、達成状況の確認時期一覧表

| 評価大項目/評価項目               | 確認時期   |        |        |
|--------------------------|--------|--------|--------|
|                          | 本件工事   |        | 本件業務   |
|                          | 施設引渡し前 | 性能確認試験 | 実運営期間中 |
| 整備方針に係る評価                |        |        |        |
| 資源化機能の充実<br>(リサイクルの推進)   | ○      | ○      | ○      |
| 余剰電力量の最大化に向けた設計と施設運営     | ○      | ○      | ○      |
| 長期安定稼働、長寿命化及び維持管理費縮減への対応 | ○      | ○      | ○      |
| 施設配置動線計画                 | ○      | ○      | ○      |
| エリア全体のデザインに係るに係る評価       |        |        |        |
| エリア基本コンセプトに則する提案         | ○      | —      | ○      |
| その他                      |        |        |        |
| 地元経済貢献                   | ○      | —      | ○      |

## 第2項. 施設引渡し前において履行状況等を確認する項目

設計施工事業者は、本件事業に係る総合評価一般競争入札の手続において提案した技術評価項目に係る提案内容のうち、表1で施設引渡し前に履行状況等を確認するとした技術評価項目に係る性能要件について実施設計図書又は施工計画書に明示し、実施設計図書又は施工計画書に従い適正に施工しなければならない。

別に定める項目を除き、本項に掲げる技術評価項目に係る性能要件の履行状況、達成状況の確認・検査方法については次の各号による。

- (1) 設計施工事業者は、技術提案書における提案内容の履行計画と遵守状況について本市に対して合理的に証明し報告する義務を有するものとし、実施設計図書又は施工計画書への技術提案図書の反映内容と当該性能要件の履行を説明する資料を作成し、本市へ提出し承諾を受けなければならない。
- (2) 前号の本市の承諾手続きにおいて不具合等が認められた場合は、設計施工事業者は直ちに実施設計図書又は施工計画書を変更し、本市の承諾を受けなければならない。
- (3) 本市は施工報告書、施工出来形及び試運転結果について検査し、実施設計図書又は施工計画書に従って施工されていることを確認した場合は、本項に掲げる当該性能要件について、履行状況、達成状況の検査結果を合格とする。
- (4) 前号の本市による検査結果が不合格とされた場合は、設計施工事業者は自らの責任と費用負担において必要な施工方法の改善又は本件施設の補修、改良、追加工事等を行い、技術評価項目に係る性能要件を達成させなければならない。
- (5) 前号の補修、改良、追加工事等が工期内に完了しない場合は、本市が指定する書面にて

是正工事等を実施する旨を成約するすることで施設の引渡しに応じるものとする。ただし、この場合は、不合格とされた技術評価項目ごとに工事成績評定点を3点減じる。

- (6) 第1号から前号までの承諾、検査の合格については、建設工事要求水準書に基づく設計施工事業者の責任をなんら軽減又は免除させるものではない。

### 第3項. 性能確認試験において履行状況等を確認する項目

設計施工事業者は、本件事業に係る総合評価一般競争入札の手続において提案した技術評価項目に係る提案内容のうち、表1で性能確認試験において履行状況等を確認するとして技術評価項目に係る性能要件について、提案したシステム、機能、性能、基準値が提案内容に従った機能を適切に発揮していることを性能確認試験で確認する。

別に定める項目を除き、本項に掲げる技術評価項目に係る性能要件の履行状況、達成状況の確認・検査方法については次の各号による。

- (1) 性能確認試験において、提案したシステム、機能、性能、基準値が長期にわたり技術提案内容に応じて適切に発揮又は達成していることを確認し、もって当該性能要件の検査結果を合格とする。
- (2) 設計施工事業者は、技術提案書における提案内容の履行計画と遵守状況について本市に対して合理的に証明し報告する義務を有するものとし、性能確認試験計画書において当該性能要件の確認方法、合否判定方法を明示し、本市へ提出し承諾を受けなければならない。
- (3) 前号の本市の承諾手続きにおいて不具合等が認められた場合は、設計施工事業者は直ちに性能確認試験計画書を変更し、本市の承諾を受けなければならない。
- (4) 設計施工事業者は、当該性能要件の履行状況を性能確認試験成績書に明示し、本市の確認を受けるものとする。
- (5) 前号の履行状況の確認においては、技術提案内容に応じて提案したシステム、機能の運用状況や要改善点について設計施工事業者は本市及び運営管理事業者の意見を聴くものとし、必要に応じて本件施設の補修、改良、追加工事等を行い、改善結果を性能確認試験成績書に反映するものとする。
- (6) 本市は性能確認試験結果について検査し、性能確認試験計画書に定めた合否判定方法に従って合格していることを確認した場合は、本項に掲げる当該性能要件について、履行状況、達成状況の検査結果を合格とする。
- (7) 前号の本市による検査結果が不合格とされた場合は、設計施工事業者は自らの責任と費用負担において必要な本件施設の補修、改良、追加工事等を行い、当該性能要件を達成させなければならない。
- (8) 第1号から前号までの承諾、検査の合格については、建設工事要求水準書に基づく設計施工事業者の責任をなんら軽減又は免除させるものではない。

#### 第4項. 実運営期間中に履行状況等を確認する項目

運営管理事業者は、本件事業に係る総合評価一般競争入札の手続において提案した技術評価項目に係る提案内容のうち、表1で実運営期間中に履行状況等を確認するとした技術評価項目に係る性能要件について業務計画書（運営管理業務要求水準書に定める業務計画書をいう。以下同様。）に明示し、業務計画書に従い適正に履行しなければならない。

別に定める項目を除き、本項に掲げる技術評価項目に係る性能要件の履行状況、達成状況の確認・検査方法については次の各号による。

- (1) 運営管理事業者は、技術提案書における提案内容の履行計画と遵守状況について本市に対して合理的に証明し報告する義務を有するものとし、業務計画書への技術提案図書の反映内容と当該性能要件の履行を説明する資料を作成し、本市へ提出し承諾を受けなければならない。
- (2) 前号の本市の承諾手続きにおいて不具合等が認められた場合は、運営管理事業者は直ちに業務計画書を変更し、本市の承諾を受けなければならない。
- (3) 運営管理事業者は、当該性能要件の履行状況を業務報告書（運営管理業務要求水準書に定める月報、年報等の業務報告書をいう。以下同様。）に明示し、本市の確認を受けるものとする。
- (4) 本市は前号について検査し、業務計画書に従って業務が履行されていることを確認した場合は、運営管理業務要求水準書に従い、委託料を運営管理事業者へ支払うものとする。
- (5) 前号の本市による検査結果が不合格とされた場合は、運営管理事業者は自らの責任と費用負担において必要な改善等を行い、当該性能要件を達成させなければならない。
- (6) 第4号の本市による検査結果が不合格とされた場合は、本市は前号の改善等の結果が業務計画書に従って業務が履行されていることを確認できるまでの間の委託料の支払いを停止することができる。
- (7) 前号に関し、当該不履行が本件業務を当面の間において適切に実施する上で障害となるものではないと本市が判断する場合であって、運営管理事業者が改善計画について本市へ説明し、本市が一定期間後に当該性能要件が達成可能になると判断した場合は、前号に定める委託料の支払い停止については適用しないことができる。
- (8) 第1号から前号の承諾、検査の合格については、運営管理業務要求水準書に基づく運営管理事業者の責任をなんら軽減又は免除させるものではない。

#### 第5項. 評価項目「長期安定稼働、長寿命化及び維持管理費縮減への対応」

本件事業に係る総合評価一般競争入札の手続において提案した評価項目「長期安定稼働、長寿命化及び維持管理費縮減への対応」のうち「施設供用開始から30年3か月間の維持管理費」については、本件事業の運営管理業務委託期間の終了時から10年間の維持管理費（以下「次期運営期間維持管理費」という。）の総額につき、以下のとおりとする。

次期運営期間維持管理費については本件事業の運営管理業務委託期間中に確認・検査することが出来ないため、次の各号による。

技術評価項目の履行に関する特記事項－(4/6)

- (1) 運営管理事業者は、運営管理業務要求水準書の「1-3-5.業務委託期間終了時の取扱い」を踏まえ、自らが次期運営管理業務の受託者となることを前提に、自らが本市へ提案した10年間の次期運営期間維持管理費に関して、以下の①～③について本市に対して保証する。
  - ① 本市が業務委託期間終了後の次期運営管理業務の委託料を検討するに際し、次期運営管理業務の開始から10年の期間における維持管理費相当額の積算根拠とすること。また、当該委託料を前提に次期運営管理業務を受託すること。
  - ② 前①に関して、公募や随意契約等の契約方法や事業者選定方式の如何にかかわらないこと。
  - ③ 次期運営管理業務の開始から10年の期間において、建設工事要求水準書に定義する基幹的設備改良工事の実施を予定しないこと。
- (2) 前号の10年間の次期運営期間維持管理費に関して、①～④に規定する方法により見直しを行うことができる。
  - ① 物価変動等の社会的変動要因による見直しについては、運営管理業務委託契約書の別紙11に示す方法に準じて見直すものとする。
  - ② 本件事業の運営管理業務委託期間中において生じた法律等改正に起因して本件施設の設備に方式変更や更新等があった場合は、当該箇所に相当する費用について本市と合意した方法により見直すものとする。
  - ③ 本市と運営管理事業者とが合意して新技術を導入した場合は、前②と同様に取り扱う。
  - ④ その他の事象・要因により見直しが必要とされた場合は、本市と運営管理事業者の協議により見直し方法等について定めることができる。

## 第6項. 評価項目「地域経済貢献」

本件事業に係る総合評価一般競争入札の手続において提案した評価項目「地域経済貢献」のうち地元経済貢献額（建設工事関係）の達成状況の確認方法は、以下のとおりとする。なお、実運営期間中における地元経済貢献額（運営管理業務関係）の履行状況、達成状況の確認方法は、運営管理業務委託契約書の定めによるものとし、詳細については本件業務において運営管理事業者が作成する地元経済貢献活動実施計画書（運営管理業務関係）によるものとする。

評価項目「地域経済貢献」に係る提案内容の履行状況、達成状況の確認・検査方法については次の各号による。

- (1) 設計施工事業者は、地元経済貢献額の履行計画と遵守状況について本市に対して合理的に証明し報告する義務を有するものとし、本件工事に係る当該評価項目の技術提案内容を遵守し適切に履行するための地元経済貢献活動実施計画書を作成し、本市の承諾を受けなければならない。
- (2) 前号の本市の承諾手続きにおいて不具合等が認められた場合は、設計施工事業者は直ちに地元経済貢献活動実施計画書を変更し、本市の承諾を受けなければならない。
- (3) 設計施工事業者は、第1号の地元経済貢献活動実施計画及び地元経済貢献額の遵守状況

- について逐次本市へ報告するものとする。また、かかる報告の方法と頻度、報告の対象期間については、本市との協議により定めるものとする。
- (4) 本市は、本件工事の着手から施設引渡しまでの間、前号の対象期間毎に報告内容を確認するものとし、対象期間毎の地元経済貢献額の達成確認をもって、当該対象期間における当該提案内容について、履行状況、達成状況の検査結果を合格とする。
  - (5) 前号の本市による検査結果が不合格とされた場合は、設計施工事業者は直ちに改善計画を作成し、本市の承諾を受けなければならない。この場合、設計施工事業者は、承諾された改善計画に基づき自らの責任と費用負担において必要な改善等を行い、本件工事の施設引渡し前までに地元経済貢献額（本件工事分の全額）を達成しなければならない。
  - (6) 前号に関し、本件工事の施設引渡しまでの間において、地元経済貢献額の未達が認められた場合、設計施工事業者は未達分に相当する金額を違約金として本市が指示する方法により本市に対して支払わなければならない。ただし、設計施工事業者が求めかつ運営管理事業者が応諾した場合は、本市は当該予定金額の未達分に相当する金額を運営管理業務委託契約書に定める地元経済貢献額に加算できるものとし、設計施工事業者及び運営管理事業者は、当該措置に関する本市の指示に従わなければならない。
  - (7) 第1号から第6号までの承諾、検査の合格については、建設工事要求水準書に基づく設計施工事業者の責任をなんら軽減又は免除させるものではない。

以 上